

様式第2号（第8条関係）

令和5年度 第1回いじめ等対策委員会会議録（要点録）

令和5年7月25日作成

会議の名称	令和5年度 第1回島本町いじめ等対策委員会		
会議の開催日時	令和5年7月25日（火）午後2時～3時		
会議の開催場所	島本町役場 3階 委員会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・ 不可
事務局（担当課）	教育こども部 教育推進課	傍聴者数	2名
非公開の理由（非公開（会議の一部非公開を含む。）の場合）			
出席委員	(いじめ等対策委員) 室谷委員、宮本委員、飯田委員、三浦委員、大松委員 (教育委員会事務局) 岡本教育こども部長、岡澤教育推進課長、森参事		
会議の議題	1 委員長の選出 2 委員長職務代理の指名 3 令和5年度島本町におけるいじめの状況について 4 いじめにおける今後の課題と具体的な取組みについて 5 その他		
配布資料	別添のとおり ※個人情報に関わるため、掲載いたしません。		
審議の内容	別紙（要点録）のとおり		

令和5年度 第1回島本町いじめ等対策委員会の要点録

日 時 令和5年7月25日(火) 午後2時～3時
場 所 島本町役場3階 委員会室
出席委員 室谷 光一郎委員長、宮本 武志副委員長、飯田 享子委員、
三浦 潤子委員、大松 美輪委員
事務局 岡本 泰三教育こども部長、岡澤 潤教育推進課長、
森 悠介教育推進課参事(庶務)

開 会
教育こども部長あいさつ

案 件

1 委員長の選出(委員長:室谷委員)

- ・委員長は、島本町いじめ等対策委員会規則第4条第1項の規定により、室谷委員に決定。

(委員長)

- ・平成16年4月1日から、『島本町審議会等の会議の公開に関する指針』に基づき、島本町いじめ等対策委員会議も公開が原則となる。平成26年8月18日施行の『島本町いじめ等対策委員会の公開に関する要綱』第3条の規定により、本会議を公開で行う。本日の傍聴者は2名。

2 委員長職務代理の指名

(委員長)

- ・委員長職務代理について、島本町いじめ等対策委員会規則第4条第3項の規定、「委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。」を確認後、委員長が宮本委員を指名。

3 島本町におけるいじめの状況について

(事務局)

○島本町におけるいじめの状況について、**資料3-①**に沿って説明。

- ・島本町の令和4年度におけるいじめの認知件数は、小学校19件、中学校3件で、小・中学校ともに、全国及び大阪府と千人率で比較すると、かなり少ない。要因として、各校におけるいじめが起きにくい集団づくりや年間を通じたいじめ予防の授業実践等のいじめ予防に向けた包括的な取組が充実していること、いじめの認定に至らない事案について計上していないことが考えられる。いじめの件数に一喜一憂せず、いじめで苦しむ児童生徒を早く救うために、いじめを積極的に認知し、早期対応に努めることが重要。

- ・令和4年度中に認知したいじめ事案は、令和4年7月末時点において全て解消している。解消に至った事案一つ一つについて、今後も事案に関わる児童生徒への注視を怠ることなく、丁寧な見守りの継続が必要である。

○島本町いじめ防止等基本方針の改定について、資料4に沿って説明。

- ・4月改定の具体的な内容は、いじめ事象が発生した際の、各学校か教育委員会への報告の方法等を見直し、新たに『様式1教育にかかわるいじめ事象 学期末報告』を作成したこと。それに伴い、いじめ事案の報告には必ず様式2を使って報告することとしていたが、今回の改定以降は、いじめ各事案のレベルに応じた報告の方法として、レベル1に相当する事案については、様式1を使用し、レベル2以上に相当する事案については、様式1に加えてこれまでと同様に様式2を使用して報告することとした。いじめ事案の「レベル」については、大阪府教育庁の「5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート」を参考にしている。
- ・今回の改定で、様式1を作成したことにより、いじめの疑いも含めて各学校で認知した事案の全てを、教育委員会が確実に把握できるようになるとともに、認知件数についても増加することが想定される。報告の方法が変わっても、事案1つ1つに対して丁寧に、組織的に対応すること、被害を受けた児童生徒に寄り添うことが最も重要であることは変わりないため、各学校との理解共有を確実にし、今後も適切な対応に努める。

(意見交流)

- ・令和5年度における1学期末時点でのいじめ認知件数は、小学校32件、中学校6件。この件数を1年間に換算した千人率は、小学校49.7人、中学校20.6人。様式1を初めて運用しているため、学校による差が出ている。各学校と連携して、理解共有を進める必要がある。
- ・各学校で認知したいじめ事案1つ1つについて確認することは、教育委員会の重要な役割であるため、様式1を活用は非常に効果的。
- ・様式1を活用することによる各学校の負担感については、いじめ事案への対応はこれまでと変わりないため、様式1を作成するという負担だけが増えたことになる。
- ・様式1で記録することで、各学校の事案の傾向や特徴が分かりやすくなる。学校と教育委員会の双方にとってプラスになる取組みである。
- ・学校教育法の改正により、SCとSSWが学校職員として位置づけられた。専門職として、いじめの対応に関与し、アセスメントすることが重要。いじめ報告書の様式に、SCやSSWの関わりについても記載したい。例えば、事案ごとにSCやSSWが「参加した」もしくは「報告を受けた」等を記載するなど。様式に記載欄を設けることで、学校としても、常にSCやSSWの関わりを意識することができる。

4 いじめにおける今後の課題と具体的な取組みについて

(事務局)

○いじめにおける今後の課題について、[資料3-②](#)に沿って説明。

- ・ 初期対応における課題について説明。
 - * 1点目、学校において「いじめのシグナル」を発見したらすぐに1回目の「いじめ対策会議」を開催した上で事実確認等の対応に入る必要がある。各校で浸透しつつあるが、今後も、1つ1つの事案に対して、いじめ防止等基本方針の[資料1](#)「初期対応手順」を踏まえた対応が適切に行われているか、確認する必要がある。
 - * 2点目、初期対応及び指導の後も、加害側と被害側の保護者間で理解共有が不十分で、児童の関係修復につながらないケースがある。「いじめの定義」について保護者の理解を促すとともに、被害児童と保護者に寄り添い、支えながら再発防止に努めなければならない。
 - * 3点目、いじめ事案について教育委員会への連絡が遅く、情報共有が迅速に行われなことがある。いじめ防止等基本方針の[資料2](#)「いじめ事案報告対応フローチャート」の周知徹底を図り、学校と教育委員会の間で事実に基づいた確実な情報共有が不可欠である。
- ・ いじめの定義と構造に対する共通理解における課題について説明。
 - * 1点目、いじめについて教職員間、保護者間、児童生徒間で認識の違いがあること。[資料5](#)「いじめ対応リーフレット」を有効に活用し、いじめ理解と予防の授業や説明の場を積極的に設け、児童生徒だけでなく保護者にも理解促進を図る必要がある。
 - * 2点目、対人関係、コミュニケーションに苦手がある児童生徒への理解不足から、いじめ事案が発生するケースが多いこと。児童生徒同士が互いのちがいを認め合える集団を作り、全ての児童生徒が安心して学べる学級・学校づくりが重要である。
- ・ 令和5年度の具体的取組について説明。

(意見交流)

- ・ 今年、LGBT法が施行された。統計的に見て、当事者の自殺やいじめの件数が増えていることも含めて、教職員の理解促進が必要である。「いじめ対応リーフレットの活用にあたって 共有確認事項(教職員用)」の中にLGBTに関する内容を加えていきたい。

5 その他

(事務局)

○いじめに関するはがきについての状況を説明、[資料7](#)で説明。

- ・ 必要に応じて高槻警察とも連携しながら、情報収集を行う。

閉 会